

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 8 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 久慈岩泉線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町岩泉字沢廻 39 番 5 地先から字志田 25 番 1 地先まで	新	A m 14.0~8.0	m 419.9
		B 44.0~19.4	386.0
	旧	A 14.0~8.0	419.9

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 19 年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 羽黒堂二枚橋線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市石鳥谷町猪鼻第 6 地割 20 番 5 地先から八重畑第 11 地割 42 番 6 地先まで	新	m 20.6~13.4	m 945.0
	旧	19.8~8.1	945.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 二戸軽米線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字山内第 6 地割 21 番地先から 208 番 1 地先まで	新	m 22.8~4.3	m 621.6
	旧	15.3~4.3	621.6
九戸郡軽米町大字山内第 9 地割 52 番 91 地先から 52 番 50 地先まで	新	15.4~5.5	233.0
	旧	15.4~4.2	233.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成19年8月31日から同年9月30日まで

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 東和花巻温泉線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市西宮野目第13地割60番7地先から第12地割38番4地先まで	新	m 29.0~12.4	m 635.5
	旧	15.7~9.2	635.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成19年8月31日から同年9月30日まで